

審 第 1 1 8 3 号  
答 申 第 2 4 0 号  
令和元年9月2日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年10月4日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第220号

平成29年8月20日付けで審査請求人から提起された、平成29年8月10日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年8月10日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年3月8日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後11時50分ころ〇〇カラオケ居酒屋〇〇の駐車場に軽自動車駐車の件で、私の携帯電話〇〇-〇〇-〇〇から〇〇警察署に通報した際に作成された加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「加入電話通報等受理票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け署受理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）を特定し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号で、自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年7月12日付けで実施機関に対し、条例第31条第1項の規定により、別表のとおり本件文書の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 本件訂正請求に対し実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年8月20日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成29年10月4日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

自己情報の訂正後のとおり審査を求める。

イ 審査請求の理由

本件文書 事案名取締要望 発生日時〇〇年〇〇月〇〇日23時50分 発生場所〇〇 目標物カラオケ屋(〇〇) 通報者〇〇 電話〇〇-〇〇-〇〇、処理時

間0時40分 処理結果未発見（受理者記入「メモ カラオケ屋から帰るお客さんはお酒を飲んでいると思うので取締まってほしい「左記の件では取締の対象としない）」）

（訂正後「請求人」メモ欄カラオケ屋から帰るお客さんは飲酒運転すると思うので取締まってほしい。審査請求人はケイタイカメラで軽自動車を夜間撮影し2月23日午前2時ころ警察官へ見せている）

(2) また、審査請求人は、反論書及び意見書（反論書に添付されたもの）においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 「カラオケ屋から帰るお客さんは飲酒運転すると思うので取り締まってほしい。」と記載すべき。

イ 道路交通法第65条第1項ないし第4項、酒類提供者及び飲酒運転等の根絶が目的。

#### 4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

##### (1) 加入電話通報等受理票

今回審査請求人による本件訂正請求において、訂正を求められている加入通報等受理結果票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署等へ直接通報等をした際に、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的としており、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくため作成するものである。

またその記載は、事案等の取扱い時に取得した情報等を全て記載するものではなく、通報者からの聴取内容、現場臨場した警察官による現場での聴取等の結果、警察官の対応経過及び処理結果を簡潔に記載するものである。

したがって、今回審査請求人が訂正を求めている加入通報等受理結果票の記載項目である、メモ欄についても、通報内容をそのまま記載するのではなく、聴取した通報内容を基に、警察官を現場臨場させ適切な初動対応を行うために記載されるべきものである。

##### (2) 決定理由

調査の結果、請求に係る記載部分について、提出された資料からは記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠がなく、また、客観的な正誤の判定に適するものではないと認めため。

##### (3) 決定の妥当性

審査請求人は、自身が〇〇警察署へ通報した内容は「カラオケ屋から帰るお客さんは飲酒運転すると思うので取締まってほしい。」であり、開示された加入電話通報等受理票のメモ欄の記載内容である「カラオケ屋から帰るお客さんはお酒を飲んでいると思うので取締まってほしい」では、「飲酒運転」という記載がないため、何の取締りをするか判然としないため本件訂正請求のとおりに訂正すべきである、と主張し

ていると認められる。

本件文書が持つ性質については前記（１）のとおりであり、また、実施機関において調査した結果、本件文書のメモ欄は、通報を受理した警察官が、通報者（審査請求人）から、カラオケ屋で飲酒した客が酒を飲んだ状態で車を運転する可能性があるため取締りを行ってほしい旨の通報があったことから、適切な初動対応を行うために、通報内容を基に必要な通報内容の趣旨を記載したものであることが判明している。

審査請求人は、書類を提出して記載事項が事実でないことを主張しているが、通報当時どのように通報したかを裏付ける証拠等が示されておらず、そもそも、通報された事案の初動対応を目的として本件文書が作成され、本件文書に記載された内容が「酒を飲んだ取締り」であったとしても、それは警察官にとって「飲酒運転の取締り」と同義であり、本件においても通報を受理した警察官は「飲酒運転の取締り」に関する通報であると判断して、警察官を現場臨場させ、臨場した警察官についても「飲酒運転の取締り」として初動対応を行っていることが判明しており、当初の文書作成目的は達成されていることから、記載内容を訂正する必要性は認められない。

以上のことから審査請求人のこの主張は認められない。

#### （４）訂正請求の対象となる「事実」の該当性

千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成５年９月２８日制定。以下「解釈運用基準」という。）は、訂正請求に係る「事実」について、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量を例示しており、これらの情報はその性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、「事実」に限って訂正請求権を認めることとしている。

審査請求人は本件訂正請求において、本件文書のメモ欄に記載された内容を訂正すべき「事実」としており、これらの事項については前述のとおり、客観的な正誤の判定が不可能であり、訂正請求の対象となる「事実」には該当しない。

したがって、審査請求人が本件訂正請求において訂正を求める内容は、訂正すべき「事実」に該当しない。

#### （５）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、当時警察官が臨場した際の状況等を主張しているものの、本件決定の判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

#### （６）結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

### ５ 審議会の判断

#### （１）本件訂正請求について

本件訂正請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に行われた本件部分開示決定に基づき、開示を受けた本件文書に記載されている自己の個人情報に対する訂正請求である。

#### （２）訂正の要否について

ア 本件訂正請求において、審査請求人は本件文書のうち、「メモ欄」の記載内容の訂正を求めているものであるが、実施機関は訂正する理由がない旨を説明するので、以下検討する。

イ 条例第30条は「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。訂正できる情報は、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等、その性質上客観的な正誤の判定に適する事実である。

実施機関は前記4(4)のとおり、本件訂正請求の対象である記載事項を訂正請求の対象となる「事実」には該当しないとしているが、審議会で見分したところ、本件訂正請求の対象である記載事項は、通報がなされた時点では、審査請求人の自己の個人情報に係る事実であり、その内容が記載された文書の性質上、全く客観的な正誤の判定になじまないとは言えず、訂正請求の対象になる「事実」に該当すると解する。

ウ 条例第30条第1項の「誤り」について

(ア) 解釈運用基準において、条例第30条第1項の「誤り」とは、「当該個人情報を取り扱っている事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容、当該事務における位置付け等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報が合致していないことをいう。」とされている。

(イ) 本件訂正請求において審査請求人の主張は「飲酒運転」の記載の有無であるが、実施機関によると、前記4(3)のとおり、通報を受けた警察官には、この記載の有無による取締り対象(飲酒運転)に対する認識に差異はなく、実際、飲酒運転の取締りとして警察官が臨場しているとのことである。

以上を踏まえて、審議会で検討したところ、本件文書のメモ欄の記載内容は利用目的に照らすと、「カラオケ屋から帰るお客さんは飲酒運転すると思うので取締まってほしい。」と通報されたことを、「カラオケ屋から帰るお客さんはお酒を飲んでいると思うので取締まってほしい。」と記載したとしても、前記(ア)でいう、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報が合致していないとはいえず、条例第30条第1項の「誤り」があるとは認められない。

エ したがって、本件文書のメモ欄の記載内容を訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

### (3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月 4日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成29年10月25日	反論書等の写し受理
令和元年 6月26日	審議（令和元年度第3回第2部会）
令和元年 7月30日	審議（令和元年度第4回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表

(本件文書の「メモ欄」について)

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
メモ欄	カラオケ屋から帰るお客さん はお酒を飲んでいると思うので 取締まってほしい	カラオケ屋から帰るお客さん は飲酒運転すると思うので 取締まってほしい
訂正理由	訂正前に飲酒運転するという文字がはいっていない	